

2. 農業分野



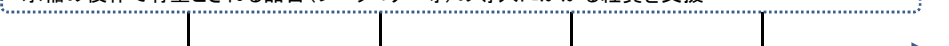


戦略の柱1 産地としての維持・強化

施策	背景・課題・視点	アクションプラン	基本戦略				主な事業主体	主な内容
			I	II	III	IV		
1. 戦略品目の生産拡大	<p>【ぶしゅかん】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ぶしゅかんは、本市の食文化に根づき、独自性を発揮できる品目だが、全国的な認知度がなく、他の酢ミカン(ゆず、すだち、かぼす)が市場(青果出荷)を占有する中、現状では系統出荷による市場流通は厳しい状況。 ・ぶしゅかん加工品の販売促進活動(「チームぶしゅかん」との連携)、塩タキなど四万十の“食”の発信普及と連携した販促活動を積極的に展開し、認知度を高め、販路を開拓していくことが必要。 ・販路開拓とあわせ、安定供給に向けた生産量の確保と産地形成が必要。 <p>【ゆず】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年前より共選を始め秀品率は上がっており、价格的にも県下の物部地域と変わらない水準であるものの青果率は低下している。 栽培技術や作業効率の改善、普及など、いかに青果率を上げるかが課題。 ・ゆず農家の高齢化により、傾斜地や高所での作業が困難となっており、これが青果率低下の大きな要因となっている。 <p>【栗】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・価格低迷と高齢化、鳥獣害などの要因から生産量はかつての1/10以下の20tまで下落。 四万十ブランドと特有の糖度から県内外からの引き合いは多いものの生産量の減少により近年の需要に対応する量が確保できていない。 ・中村地域の山間部にも栗は植栽されているが出荷する農家は一部に限られ放棄されている樹園地が多い。 ・まとまった収量を確保できない限り、安定供給面で不安があり取引先との交渉が不利になっている(価格決定において優位に進めにくい状況)。収量を確保できる生産体制の強化が必要。 	(1)ぶしゅかんの産地づくり	○	○	○	○	四万十市 (農林水産課・観光商工課) 生産者 事業者	○生産量の拡大と産地化の推進 ◎認知度向上、販路開拓、ブランド化の取組み
		(2)ゆずの産地化促進	○	○	○	○	四万十市 (農林水産課・産業建設課) JA高知はた 生産者 事業者	○生産性の向上 ○隔年結果の低減や青果率、秀品率の向上 ◎「四万十ゆず」のブランド化の推進
		(3)栗の産地再生	○	○	○	○	四万十市 (産業建設課) JA高知はた 生産者 事業者	○栗園の再生 ○集出荷の支援 ◎「四万十栗」のブランド化の推進

※基本戦略: I 足腰を強め、地力を高める II 産業間の連携を強化する III 情報発信と外商の強化 IV 産業の担い手、人材の確保・育成

計画期間					目指すべき姿 (目標値)	産業間連携等
H27	H28	H29	H30	H31		
<p>ぶしゅかん産地化推進事業 (苗木代、鳥獣害防護柵、集出荷への支援や栽培基準の配布)</p> <p>・栽培管理が比較的容易とされるぶしゅかんを耕作放棄地、傾斜地への新植、改植を促進 ・「ぶしゅかん産地化推進計画」の策定 ・生産者組合の設立</p>					<p>◆ぶしゅかん新植面積 H26:0.9ha →H31:12ha</p> <p>◆ぶしゅかん生産量 H26:13t →H31:54t</p>	<p>県計画地域AP ◆四万十ぶしゅかん産地の形成とブランド化事業</p> <p>【地産外商の推進】 商品開発と磨き上げ</p>
<p>・市内外の物産展、県外量販店、各種媒体でのPR強化 (ぶしゅかん加工品等の販促活動、四万十の“食”発信普及イベント等との連携)</p> <p>・認知度、販路の検証と改善策の実施</p>						
<p>ゆず産地化推進事業 (苗木代、防風ネット(農業飛散防止)への支援)</p> <p>・作業効率の良い平地栽培への転換による、品質・生産性の向上</p> <p>・栽培技術や選果における目慣らしなど生産・出荷の研修会等の開催 (JA、県農業振興センター等との連携)</p>					<p>◆ゆず栽培面積 H26:42.5ha →H31:42.5haを維持</p> <p>◆ゆず生産量 H26:445t →H31:445tを維持</p>	<p>【地産外商の推進】 商品開発と磨き上げ</p>
<p>・ゆず産地としての地位の確立</p> <p>・商品(青果)としての安定した品質・供給量の確保と加工品等の開発、販売の促進 ・地域団体商標取得に向けた取組みの推進 (取得に向けた体制づくりと「四万十ゆず」プロモーション活動の強化)</p>						
<p>・老朽化が進む樹園地の改植や作業効率の良いほ場への新植の促進、栽培放棄された樹園地の掘り起こしと高齢者でも作業しやすい栗園への再整備を支援 ・安定した生産量の確保</p>					<p>◆栗栽培面積 H26:39.5ha →H31:47ha</p> <p>◆栗生産量 H26:15.1t →H31:60t</p>	<p>県計画地域AP ◆栗からはじまる西土佐地産外商プロジェクト推進事業</p> <p>【地産外商の推進】 商品開発と磨き上げ</p>
<p>中山間地域集出荷支援事業 (栗の集出荷と生産振興にかかる人件費、車両リース費、種苗代、資材費等への助成)</p> <p>・地域や集落において持続可能な集出荷の仕組みづくり</p> <p>・集出荷体制の構築と作物生産の維持・拡大</p> <p>・商品(青果)としての安定した品質・供給量の確保と加工品等の開発、販売の促進 ・地域団体商標取得に向けた取組みの推進 (取得に向けた体制づくりと「四万十栗」プロモーション活動の強化)</p>						

※主な内容:★は新規、◎は拡充、○は継続




計画期間					目指すべき姿 (目標値)	産業間連携等		
H27	H28	H29	H30	H31				
 戦略品目の選定 品目の普及、産地強化 ・基幹作物として栽培技術・ノウハウが定着し、収益性の高い品目を戦略品目として選定 中村地域: キュウリ、ピーマン、オオバなど 西土佐地域: 米ナス、小ナスなど					◆有望品目の安定生産や新規品目が地域内で定着し、安定した農業経営につながっている ◆関係機関(JA、県等)及び篤農家による栽培技術や経営ノウハウに関する助言・指導が容易に受けられる仕組みづくりとその実践 新規作物導入等試作支援事業 ・西土佐農業公社において3~4年かけて可能性のある品目を試験栽培 水稻後作の有望品目の推進 ・水稻の後作で有望とされる品目(ブロッコリー等)の導入にかかる経費を支援 ・野菜価格安定制度により農家所得の安定を図る ・将来的には中村地域、西土佐地域を統合した新制度を制定			
 ・栽培技術や経営ノウハウの習得と情報の共有 (篤農家から助言・指導が受けられるネットワークの構築と篤農家のほ場を学び教えあう場として、新規就農者等(品目転換を含む)を支援する体制の整備・拡充)								
 有機農業等総合支援事業 ・化学肥料・農薬に頼らない土づくりを目的に家畜ふんたい肥等の利活用の促進を図り、有機農業をはじめとする環境保全型農業を推進							◆講座等を通じて、営農に不可欠な栽培技術や経営感覚が習得され、持続的な農業経営が実践されている ◆新規就農者等と篤農家との交流が促進され、情報収集や就農後の相談体制等のネットワークが構築されている	
 ・先進的農家のほ場における講習会等の開催 (地域の特性や作物に応じた土づくり、施肥管理、防除技術(IPM技術)等を効果的に導入) ・環境保全型農業直接支払制度の周知徹底: 市及び関係機関による広報活動の強化								
 ・環境制御技術導入加速化事業の普及を推進								
 ・次世代型施設園芸への企業参入(企業誘致)を推進								
 ◆四万十川のブランドイメージにマッチした環境保全型農業が推進され、消費者からの支持が集まり、農産物の高付加価値が高まっている ◆環境保全型農業直接支援隊対策事業参加経営面積 H26: 21ha →H31: 31ha ◆環境保全型農業推進事業実施経営体数 H26: 11戸 →H31: 15戸								

※主な内容: ★は新規、◎は拡充、○は継続

戦略の柱1 産地としての維持・強化

施策	背景・課題・視点	アクションプラン	基本戦略				主な事業主体	主な内容
			I	II	III	IV		
3. 集落営農の推進	<p>・中山間地域では、高齢化の進展や担い手不足により生産力は著しく低下し、農地の保全すらも困難になってきている。</p> <p>・小規模な農家が農地を守りながら農業を続けていく、集落を維持していくためには、協業による組織的経営への転換が必要。</p> <p>・集落営農組織は、31組織(中村15・西土佐16)であるが、任意の組織であり、組織体制や経営力が弱い。 法人化による組織力、経営力(機械の利用料や受託料等の内部留保など)の強化が必要。</p> <p>・集落営農組織のうち集落全体で取り組む組織は、17組織(中村12・西土佐5)。 組織化にあたっては、集落全体での合意形成、取組みに繋がることが望ましい。</p>	(1)集落営農の組織化、法人化の支援	○			○	<p>四万十市 (農林水産課・産業建設課) 集落営農組織</p>	<p>○組織化に向けた取組みの推進</p> <p>○フォローアップ体制の充実・強化</p>
		(2)こうち型集落営農の実践	○			○	<p>四万十市 (農林水産課・産業建設課) 集落営農組織 JA高知はた 生産者</p>	<p>○収益性の高い品目を導入した組織の育成・支援</p>

※基本戦略: I 足腰を強め、地力を高める II 産業間の連携を強化する III 情報発信と外商の強化 IV 産業の担い手、人材の確保・育成

計画期間					目指すべき姿 (目標値)	産業間連携等
H27	H28	H29	H30	H31		
 <ul style="list-style-type: none"> ・集落座談会の開催: 市及び関係機関で連携し、集落営農及び組織設立等の助言、指導 ・集落協定(中山間地域等直接支払制度)に対する働きかけを強化し、研修会、座談会等へ誘導 ・各種会合等において集落営農の広報活動を強化 					<ul style="list-style-type: none"> ◆集落営農組織数 H26:20組織 →H31:25組織 ◆農業経営を行う 法人数 H26:2法人 →H31:9法人 	
 <ul style="list-style-type: none"> ・集落営農組織連絡協議会の開催 (既存組織を対象に情報共有や相互研鑽、組織間連携、スキルアップ(法人化、リーダー育成)への支援) ・集落営農研究会の開催 (組織化を目指す集落協定等を対象にリーダーの育成や組織設立の必要性を認識) ・集落営農研修会の開催 (県外の先進的な集落営農組織の講演等を通じたリーダーの意識改革と組織の活性化) ・先進地視察の実施 (県内外の先進事例に学び組織の設立及び育成、既存組織の経営力の強化に反映) 						
 <p>集落営農・拠点ビジネス支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営農活動の持続・拡充に向けた取組みの支援 (水稲後作の有望品目や、施設野菜の導入支援) 					◆収益性の高い品目を導入する組織が育成されている	

※主な内容: ★は新規、◎は拡充、○は継続

戦略の柱1 産地としての維持・強化

施策	背景・課題・視点	アクションプラン	基本戦略				主な事業主体	主な内容
			I	II	III	IV		
4. 生産・出荷支援システムの構築	<p>・高齢化の進展や担い手不足により、労働力の低下が著しく、農業ヘルパーなど高齢農家への作業支援の仕組み、さらには農作物は作れても出荷に苦慮する農家も増えており、集出荷支援の仕組みなど、農業を維持していく上では、それらの必要性が増している。</p> <p>・作業支援や集出荷支援の仕組みは、若者の「雇用」や「所得」の確保にもつながる。 山間部では夏場は小ナス、米ナスで生計が立てられるが、冬場のゆずの収穫や集出荷など、雇用、所得につながる仕組みがあればいい。</p> <p>・仕組み(農作業支援、集出荷支援)を構築するうえでは、賃金等への農家負担の軽減が課題。</p>	(1)農作業支援体制の充実	○			○	四万十市 (農林水産課・産業建設課) JA高知はた	★農作業支援体制の整備
		(2)集出荷支援体制の充実	○			○	四万十市 (農林水産課・産業建設課) JA高知はた 大川筋振興組合 東富山を守る会	★集出荷拠点施設の設定、整備 ○集出荷の支援

※基本戦略: I 足腰を強め、地力を高める II 産業間の連携を強化する III 情報発信と外商の強化 IV 産業の担い手、人材の確保・育成

計画期間					目指すべき姿 (目標値)	産業間連携等		
H27	H28	H29	H30	H31				
支援の仕組みづくり ・支援希望農家の登録 (地域、品目、支援時期等のデータ化) ・支援できる人材の登録 (農家(農閑期にあたるもの等)、他産業との副業、就農希望者等) ・就業条件の整備 (作業内容、賃金等の設定) ・農作業支援にかかる費用負担 (賃金等)軽減策の検討		支援体制の構築・運営 ・農家と市、関係機関の連携による情報の収集と提供 ・農作業支援を希望する農家と就労希望者のマッチング促進 ・農業労働力の確保による高齢農家等の農業生産活動の維持と経営の安定化			◆無料職業紹介所 H26:1カ所 (北幡地域(西土佐)) →H31:2カ所 (幡東地域(中村)を増設)			
・拠点施設の検討・協議 (地元説明会や集落活動センターとの連携) ・施設運営方法の確立		・拠点施設の運営、活用					◆生産・出荷支援システム取組件数 H26:5件 →H31:5件を維持	
中山間地域生活支援総合事業 (農産物の集出荷や生活支援にかかる人件費、燃料費、備品等への助成) 中山間地域集出荷支援事業 (農産物の集出荷や生産振興にかかる人件費、車両リース費、種苗代、資材費等への助成) ・地域や集落において持続可能な集出荷の仕組みづくり		・集出荷体制の構築と作物生産の維持・拡大						

※主な内容: ★は新規、◎は拡充、○は継続

戦略の柱2 地元農畜産物の利用・販売促進

施策	背景・課題・視点	アクションプラン	基本戦略				主な事業主体	主な内容
			I	II	III	IV		
1. 地元農畜産物の利用促進	<p>・地元農畜産物の利用(地産地消)についての認知はあるものの、行動には十分結びついていない。 市内での販路(地産地消)が拡大すれば生産者の励みにもなるし、地産地消のまちとして、本市のPRにもつながる。</p> <p>・地域内で地元農畜産物の利用促進を図る上では、食を提供する公共施設(学校、保育所、市民病院など)で率先して利用することが必要で、利用状況やニーズにあわせた供給の仕組みづくりが必要。</p> <p>・市内の飲食店、食を提供する民間施設(宿泊施設等)における、食材の調達ルート、市内農畜産物の利用状況、利用にあたっての障害などが十分把握できていない。</p> <p>・本市の強みである“食”をより魅力あるものにしていくためには、飲食店や宿泊施設等で地元産の食材が使われていることが重要であり、観光客等へのアピールにもつながる。</p> <p>・飲食店では地元産の野菜等を使いたい意識はあるものの、調達に労力をかけることは難しい。</p> <p>・供給の拠点となる組織と集出荷や配送のできる体制が必要。 西土佐地域では、地産地消推進協議会が設置され、「ふるさと市」が拠点となり近隣の施設や学校等に供給する仕組みづくりが進められている。</p> <p>・消費者(市民)への地元農畜産物の利用促進(PR)も必要。 市内量販店では農産物のほとんどは市外産のものが販売されており、一角の地産地消コーナーで地元産の野菜等が販売されている程度。</p>	(1)地元消費拡大に向けた取組みの強化	○	○			<p>◎公共施設での利用促進</p> <p>★連携ネットワーク形成</p> <p>★地産地消認証店制度</p> <p>◎市内量販店等を拠点とした販路拡大</p> <p>★地元消費拡大フェアの開催</p>	
		(2)直販機能の強化	○	○			<p>四万十市(農林水産課・産業建設課)直販所</p> <p>◎直販所機能の強化</p> <p>★道の駅「よつて西土佐」の整備・機能強化</p>	

※基本戦略: I 足腰を強め、地力を高める II 産業間の連携を強化する III 情報発信と外商の強化 IV 産業の担い手、人材の確保・育成

計画期間					目指すべき姿 (目標値)	産業間連携等
H27	H28	H29	H30	H31		
<p>・公共施設(学校、保育所、市民病院等)における、地元農畜産物の利用状況やニーズの把握と利用拡大に向けた供給の仕組みづくり</p> <p>・食材供給率の向上…栽培、出荷検討会の開催 安定供給の確保(給食等の献立に対応した栽培計画の策定)</p> <p>・食育の推進</p>					<p>◆学校給食への市内農産物(野菜類)の供給率 H26:64.8% →H31:—%</p> <p>※目標値は、中学校給食の開始、実施状況により後年度において設定</p> <p>◆産業祭来場者数 H25:2,000人 →H31:20,000人</p>	<p>【地産地消の推進】 地域産品の利用と販売促進</p>
連携ネットワークづくりの検討		ネットワークの構築・利用促進				
<p>・飲食店、宿泊施設を対象とした地元農畜産物利用状況及び要望調査</p> <p>・農産物の集出荷、配送の仕組みづくり</p>		<p>・飲食店、宿泊施設等への地元農畜産物安定供給</p>				
制度の検討	制度の策定・運営					
<p>・市内の農林水産物を一定水準以上利用する事業者を地産地消の推奨店として認定し、特色ある地産地消メニューを「四万十の献立」として提供し地域内外からの誘客につながる仕組みづくり</p>						
<p>・農産物の旬の時期に合わせた定期的なフェア開催</p> <p>・常設コーナーの設置により出荷量拡大</p>						
<p>・産業間(農業、林業、水産業、商工業)連携による地元消費拡大フェアの開催により地元産品の地産地消意識を醸成</p>						
<p>・集荷機能、ロット(量)や品揃えの充実による施設(学校給食や宿泊施設など)への供給などの拠点機能を強化</p> <p>・販売を見据えた栽培の推進:生産者間で作付計画等情報の一元化による品揃えの拡充</p> <p>・簡易な栽培施設(雨よけハウス等)の整備を支援し、農産物等の安定した品質と供給量を確保</p> <p>・魅せる直販所づくりの支援:アドバイザーの派遣を支援し、商品の開発や改良、提案等のノウハウや商品の見方、並べ方などの機能強化</p>					<p>◆農林水産物等直販所販売額 H26:11億5,600万円 →H31:13億円</p> <p>◆道の駅「よつて西土佐」入込客数 H31:13万人</p>	<p>【地産地消の推進】 地域産品の利用と販売促進</p> <p>県計画地域AP ◆売り出せ西土佐プロジェクト推進事業(拠点ビジネス)</p>
施設整備	開設					
<p>・道の駅「よつて西土佐」を拠点に運営主体「㈱西土佐ふるさと市」の地域商社としての機能を強化</p> <p>・地域コーディネイト機能(農産物栽培計画・集出荷等の生産者支援、給食施設等への供給、商品開発・ブランド化、小さなビジネス支援、地域コミュニティづくり)</p> <p>・広域連携の拠点機能(道の駅間連携による販売促進、広域観光拠点として周遊観光を促進)</p> <p>・外商・情報発信機能(サテライトショップ(松山市)開設、物産展・商談会への出展、ネット通販や観光情報発信・PRなどによる外商活動、観光誘客の促進)</p>						

※主な内容:★は新規、◎は拡充、○は継続

戦略の柱2 地元農畜産物の利用・販売促進

施策	背景・課題・視点	アクションプラン	基本戦略				主な事業主体	主な内容
			I	II	III	IV		
2. ブランド化の確立と販売促進	<p>・本市の農畜産物を競合産地に打ち勝ち、優位に販売していくためには、四万十ブランドの確立や加工商品開発による高付加価値化が求められる。</p> <p>・ブランド化にあたっては、生産物の背景、特色などから差別化が図れる品目を戦略品目として選定し、ブランドの定義、栽培基準等を明確にするとともに、まとまりのある産地形成に向け、生産者の意識の共有と品質管理が必要。</p> <p>・生産者が独自に販売ルートを開拓する動きも見られる。 こうした独自に販売戦略が取れる農業者を支援していくことも必要。</p> <p>・生産者(グループ)による加工商品の製造・販売(6次産業化)は、組織力や商品の企画、製造、販売のノウハウが不十分で、零細な取り組みに留まっている。 そのため、そうしたノウハウを持つJAや市内商工業者等との連携を促進し、地域内の6次産業化を推進する。</p> <p>・都市圏等大消費地への流通・販売は、商工業や観光分野と連携した販売促進活動を展開するとともに、海外輸出も含め、県の外商戦略と連携、協働していくことが必要。</p>	(1)ブランド化の推進	○	○	○	<p>四万十市 (農林水産課・産業建設課) JA高知はた 生産者 事業者</p>	<p>◎戦略品目のブランド化</p> <p>★40010日プロジェクト</p>	
		(2)地元農畜産物を使った商品の開発・販売	○	○	○	<p>四万十市 (農林水産課・産業建設課・観光商工課) 生産者 事業者</p>	<p>○地元農畜産物を使った商品の開発</p> <p>◎意欲的な生産者への支援</p> <p>★産業間連携 や広域連携による外商活動</p> <p>○商談会等販路開拓・拡大の支援</p>	

※基本戦略: I 足腰を強め、地力を高める II 産業間の連携を強化する III 情報発信と外商の強化 IV 産業の担い手、人材の確保・育成





計画期間					目指すべき姿 (目標値)	産業間連携等
H27	H28	H29	H30	H31		
<ul style="list-style-type: none"> 戦略品目の選定 (ぶしゅかん、ゆず、栗、その他有望品目(基幹作物等)からブランド化が可能な農産物を選定) ブランディングの構築 (強み(食味、色、形状、栽培方法(栽培基準の設定)、背景(文化・歴史)等)を付加した四万十ブランドの構築) 生産者の意識醸成:安定した品質の確保に向けた農業生産工程管理(GAP)の推進 市及び関係機関のホームページ他多様な媒体を活用した情報発信の強化 					<ul style="list-style-type: none"> ◆四万十農法米 栽培面積 H31:20ha ◆四万十農法米 生産量 H31:88.4t 	【地産外商の推進】 商品開発と磨き上げ
【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> 地域団体商標取得に向けた取組みの推進 (取得に向けた体制づくりと品目に応じたプロモーション活動を強化) 						
プロジェクトの仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> プロジェクト要件の設定 (栽培基準、地域還元の方法、運営体制等) 賛同者(生産者、消費者)の確保 プロジェクトの発信・普及活動の強化 地理的表示保護制度の活用 					プロジェクトの普及・定着 <ul style="list-style-type: none"> プロジェクト認定農産物の生産拡大、安定供給の確保 認定農産物の情報発信・販路拡大の強化 認知度、販路の検証と改善策の実施 	
<ul style="list-style-type: none"> 農工商連携や6次産業化により規格外品等を活用した新たな特産品づくりの支援 既存商品のブラッシュアップや未利用資源の掘り起こし 					<ul style="list-style-type: none"> ◆一次産品等を活かした新商品の開発 H31:15アイテム ※農畜産物加工品以外を含む 	【地産外商の推進】 商品開発と磨き上げ 【地産外商の推進】 情報発信と販路開拓・拡大
<ul style="list-style-type: none"> 経営の多角化(農産加工やグリーンツーリズム等)に取り組む意欲ある生産者(個人・組織・グループ等)の原材料の安定供給に向けた体制づくり、販路開拓・拡大の取組みを支援 						
<ul style="list-style-type: none"> 観光PR活動と連携した都市圏での販売促進活動を展開 (県アンテナショップ(まるごと高知など)などを活用した「四万十市フェア」の開催など) 友好都市等との連携による物産展等の開催(観光誘致活動との連携) 幡多地域の市町村や民間事業者等による連携組織体制を構築し、広域連携による量販店でのフェア等の開催、バイヤー招致などの外商活動と観光情報発信・PR活動を一体的に推進 					<ul style="list-style-type: none"> ◆商談会等での商談件数 H26:108件/年 →H31:150件/年 ※農畜産物加工品以外を含む 	県計画地域AP ◆四万十ぶしゅかん 産地の形成とブランド化事業 ◆栗からはじまる西土佐地産外商プロジェクト推進事業 ◆四万十牛の生産・販売拡大事業 ◆売り出せ西土佐プロジェクト推進事業 (拠点ビジネス) ◆四万十地域の素材を活かした新たな外商戦略の構築事業
<ul style="list-style-type: none"> 商談会、展示会、物産展等での販路開拓・販売促進活動を支援 (県地産外商会社との連携) 						
					◆地元農産物等を活用したペット関連商品の開発・販売拡大事業 ◆四万十の地域食材を中心とした商品開発・販売事業 ◆素材の特性を活かした地域色豊かな冷凍加工食品の開発・製造・販売事業 ◆幡多地域産品販売体制構築事業	

※主な内容:★は新規、◎は拡充、○は継続

戦略の柱2 地元農畜産物の利用・販売促進

施策	背景・課題・視点	アクションプラン	基本戦略				主な事業主体	主な内容
			I	II	III	IV		
3. 有機農業の推進	<p>・「食」の安全・安心、健康志向が高まる中、有機農業の市場は全国的に広がっており、1つのトレンド。四万十川のネームバリューから県外から引き合いもあり、市価の3倍程度の高値販売に至っている市内水稻農家の事例もある。</p> <p>・有機農業は、地元農産物の高付加価値化の一つの突破口となるとともに、有機農業の産地形成が進めば、本市のイメージ(清流四万十川)アップにもつながる。</p> <p>・労力や安定生産などの課題から有機農業を実践する農家は少なく、小ロット(量)であるため、一般的な流通には乗らず個別販売に留まっており、経営が不安定。</p> <p>・系統的な出荷により一般の市場に流通させるうえでは、ロットの確保や有機JAS認証の取得が必要で、書類整備の繁雑さや取得にかかる検査料等のコスト面から小規模経営では採算が合わない。</p>	(1)有機農産物の販路開拓・拡大	○		○		<p>四万十市 (農林水産課・産業建設課) 環境にやさしい農業のための研究会 西土佐地域地産地消推進協議会 集落営農組織</p>	<p>◎有機農産物の流通促進</p> <p>【再掲】 ◎公共施設での利用促進</p>
		(2)有機農業の普及・啓発活動の推進	○		○	○	<p>四万十市 (農林水産課・産業建設課) 環境にやさしい農業のための研究会 生産者</p>	○有機農業の普及・啓発

※基本戦略: I 足腰を強め、地力を高める II 産業間の連携を強化する III 情報発信と外商の強化 IV 産業の担い手、人材の確保・育成






計画期間					目指すべき姿 (目標値)	産業間連携等
H27	H28	H29	H30	H31		
 ・市内宅配や県内外へ配送できる環境整備への支援 ・有機農産物の産地形成、安定供給					◆四万十川のブランドイメージにマッチした有機農業が推進され、消費者からの支持が集まり、農産物の高付加価値が高まっている ◆学校給食への市内農産物(野菜類)の供給率 H26:64.8% →H31: - % ※目標値は、中学校給食の開始、実施状況により後年度において設定	【地産地消の推進】 地域産品の利用と販売促進 【地産外商の推進】 情報発信と販路開拓・拡大
 ・公共施設(学校、保育所、市民病院等)における、地元農畜産物の利用状況やニーズの把握と利用拡大に向けた供給の仕組みづくり ・食材供給率の向上・・・栽培、出荷検討会の開催 安定供給の確保(給食等の献立に対応した栽培計画の策定) ・食育の推進						
 ・有機農業勉強会の開催: 先進的農家のほ場で生産者(新規就農者含む)を対象に栽培技術の習得や情報を共有 ・環境保全型農業直接支払制度の周知徹底: 市及び関係機関による広報活動の強化					◆四万十川のブランドイメージにマッチした有機農業が推進され、消費者からの支持が集まり、農産物の高付加価値が高まっている ◆有機農業等総合支援事業実施面積 H26:11.5ha →H31:12ha	
【再掲】有機農業等総合支援事業 ・化学肥料・農薬に頼らない土づくりを目的に家畜ふんたい肥の利活用を図り、有機農業をはじめとする環境保全型農業を推進						
 ・四万十こだわり農産物表示認証制度の推進						

※主な内容: ★は新規、◎は拡充、○は継続

戦略の柱3 担い手の確保・育成

施策	背景・課題・視点	アクションプラン	基本戦略				主な事業主体	主な内容
			I	II	III	IV		
1. 新規就農者の確保・育成	<p>・新規就農者の確保・育成においては、栽培技術等の習得への研修支援はもとより、新規就農しやすい環境づくりや就農後のフォローアップなど、ソフト、ハード両面からの支援が必要。</p> <p>・新規就農者にとっては、農地の確保は重要な課題であり、中でも、非農家出身者やUターン者は、より難しい状況にある。</p> <p>また、居住地から離れた就農では、リスクが増し定着が困難となるため、農地の入念な調査や地権者等とのマッチングが重要となる。</p> <p>・収益性の高い施設園芸に取り組みたいところであるが、レンタルハウス整備費の高騰により補助限度額との差額負担が大きく、初期投資で多額の負債を抱えるリスクが高いため施設園芸への参入が困難な状況になっている。</p> <p>補助制度の拡充や自己資金を借り入れやすい仕組みづくり、また、中古ハウスの斡旋や運搬、改修への支援が必要。</p> <p>・移住促進と連携した研修生の募集、新規就農者の確保の視点も重要。</p> <p>また、夫婦で就農を目指す移住希望者も多い。</p>	(1)新規就農者の研修支援	○			○	<p>四万十市 (農林水産課・産業建設課) 四万十農園あぐりっこ 西土佐農業公社 JA高知はた</p>	<p>○新規就農者の確保・育成</p> <p>◎新規就農者に対する農地提供促進</p>
		(2)新規就農支援体制の拡充	○			○	<p>四万十市 (農林水産課・産業建設課) 四万十農園あぐりっこ 西土佐農業公社 JA高知はた</p>	<p>○相談支援体制の充実</p> <p>○経営安定への支援</p> <p>◎就農開始時の支援</p>
		(3)移住促進による新規就農支援	○			○	<p>四万十市 (農林水産課・産業建設課) 四万十農園あぐりっこ 西土佐農業公社 JA高知はた</p>	<p>◎移住就農者の誘致活動の強化</p> <p>◎Uターン(夫婦就農)者に対する支援拡充</p>

※基本戦略: I 足腰を強め、地力を高める II 産業間の連携を強化する III 情報発信と外商の強化 IV 産業の担い手、人材の確保・育成







計画期間					目指すべき姿 (目標値)	産業間連携等
H27	H28	H29	H30	H31		
 新規就農研修支援事業《青年就農給付金》					◆新規就農者数 3人/年	
<ul style="list-style-type: none"> ・栽培技術や農業経営感覚を身につけるための実践研修を実施 (四万十農園あぐりっこや西土佐農業公社、先進農家) ・高知県立農業担い手育成センターと連携し、研修前に就農体験を実施 						
 <ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構の活用により、新規就農者の農地集積を支援 					◆新規就農者数 3人/年	
<ul style="list-style-type: none"> ・市、関係機関の相談窓口の設置 (担い手育成総合支援協議会・認定農業者連絡協議会との連携) ・遊休農地・ハウス情報の収集、提供 						
 <ul style="list-style-type: none"> ・就農支援チーム (就農開始から経営が安定(概ね5年程度)するまでの期間、支援チームが連携しサポートする) 					◆新規就農者数 3人/年	
<ul style="list-style-type: none"> ・レンタルハウス整備事業:就農時の初期投資を軽減し施設園芸を推進 ・農業用機械導入に対する支援(機械リースの一部助成等)の検討・実施 ・農業労働力の安定確保にむけ作業員(農作業お手伝い)を仲介、斡旋 (農作業支援体制(再掲)を活用し、登録のある農家等を派遣) 						
 <ul style="list-style-type: none"> ・市、関係機関、幡多広域市町村、県で連携した誘致活動を推進 ・県内外で開催される就農相談会(新・農業人フェア及びこうちアグリスクール等)への出展 					◆新規就農者数 3人/年 ※移住夫婦研修者含む	
<ul style="list-style-type: none"> ・移住体験(就農及び田舎暮らし)の支援制度の検討 ・検討結果による事業の実施 						
 【再掲】新規就農研修支援事業					◆新規就農者数 3人/年 ※移住夫婦研修者含む	
<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦で就農する場合等を条件に支援拡充を検討 ・検討結果による事業の実施 						

※主な内容:★は新規、◎は拡充、○は継続

戦略の柱3 担い手の確保・育成

施策	背景・課題・視点	アクションプラン	基本戦略				主な事業主体	主な内容
			I	II	III	IV		
2. 認定農業者等の育成	<p>・認定農業者制度のメリットが分かりにくく、十分認知されていない。「人・農地プラン」なども含め、担い手に向けた各種施策や支援制度をより分かりやすく周知していくことが必要。</p> <p>・認定農業者には、個人としての農業経営の向上はもとより、「人・農地プラン」における中心経営体として、地域の農業を支える中核的な農業者としての役割も担ってもらいたい。</p> <p>・認定農業者連絡協議会は、意欲ある農業者の情報交換等の場であり、認定農業者のフォローアップのみならず、こうした場を活かして中核的な農業者としての自覚と意欲喚起につなげなければならない。</p>	(1)認定農業者制度の周知強化	○			○	四万十市 (農林水産課・産業建設課) JA高知はた	○今後育成すべき農業者の把握、誘導 ○認定農業者制度の周知徹底
		(2)認定農業者等のフォローアップの強化	○			○	四万十市 (農林水産課・産業建設課) JA高知はた 認定農業者連絡協議会	◎認定農業者等のフォローアップの強化
【再掲】 3. 集落営農の推進	<p>・中山間地域では、高齢化の進展や担い手不足により生産力は著しく低下し、農地の保全すらも困難になってきている。</p> <p>・小規模な農家が農地を守りながら農業を続けていく、集落を維持していくためには、協業による組織的経営への転換が必要。</p> <p>・集落営農組織は、31組織(中村15・西土佐16)であるが、任意の組織であり、組織体制や経営力が弱い。</p> <p>法人化による組織力、経営力(機械の利用料や受託料等の内部留保など)の強化が必要。</p> <p>・集落営農組織のうち集落全体で取り組む組織は、17組織(中村12・西土佐5)。</p> <p>組織化にあたっては、集落全体での合意形成、取組みに繋がることが望ましい。</p> <p>・組織化、法人化への課題をクリアし組織をまとめられるリーダー的存在が集落に不足している。</p> <p>リーダーの育成とともに、集落の現状(農業経営の状況(米価等低下や採算性)や耕作放棄地、担い手の実態など)の共有と集落営農に対する理解や周知が必要。</p> <p>・米価が低迷する中、水稲のみの集落営農では所得の確保が難しいため、有望な園芸品目の導入や農産加工、グリーンツーリズムなど、集落の拠点ビジネスへの発展を目指すことも必要。</p>	(1)集落営農の組織化、法人化の支援	○			○	四万十市 (農林水産課・産業建設課) 集落営農組織	○組織化に向けた取組みの推進 ◎フォローアップ体制の充実・強化
(2)こうち型集落営農の実践		○			○	四万十市 (農林水産課・産業建設課) 集落営農組織 JA高知はた 生産者	○収益性の高い品目を導入した組織の育成・支援	

※基本戦略: I 足腰を強め、地力を高める II 産業間の連携を強化する III 情報発信と外商の強化 IV 産業の担い手、人材の確保・育成









計画期間					目指すべき姿 (目標値)	産業間連携等
H27	H28	H29	H30	H31		
 <ul style="list-style-type: none"> ・関係者(行政・関係機関・農業者組織・団体等)で連携・協働しながら農業経営に意欲的な農家情報の共有と認定農業者になり得る農家へのアプローチを強化 ・「人・農地プラン」における中心となる経営体から中核的な農業者をピックアップし認定農業者へ誘導 					◆認定農業者数 H26:127人 →H31:150人	
 <ul style="list-style-type: none"> ・市・関係機関のホームページ等による情報発信及びパンフレットの作製、配布 ・各種会合等において認定農業者制度の広報活動(制度説明、パンフレット配布等)を強化 						
 <ul style="list-style-type: none"> ・経営改善計画作成及び目標達成に向けた経営相談会の開催 ・農業技術・経営スキル向上のための研修会・講習会等の開催 ・各種支援制度等の情報提供 ・認定農業者連絡協議会の機能強化 (情報共有や相互研鑽、先進事例の調査・研究、国、県の農業担い手サミットの積極参加等により農業者の経営意欲を喚起) 					◆認定農業者数 H26:127人 →H31:150人	
 <ul style="list-style-type: none"> ・集落座談会の開催:市及び関係機関で連携し、集落営農及び組織設立等の助言、指導 ・集落協定(中山間地域等直接支払制度)に対する働きかけを強化し、研修会、座談会等へ誘導 ・各種会合等において集落営農の広報活動を強化 						
 <ul style="list-style-type: none"> ・集落営農組織連絡協議会の開催 (既存組織を対象に情報共有や相互研鑽、組織間連携、スキルアップ(法人化、リーダー育成)への支援) ・集落営農研究会の開催 (組織化を目指す集落協定等を対象にリーダーの育成や組織設立の必要性を認識) ・集落営農研修会の開催 (県外の先進的な集落営農組織の講演等を通じたリーダーの意識改革と組織の活性化) ・先進地視察の実施 (県内外の先進事例に学び組織の設立及び育成、既存組織の経営力の強化に反映) 						
 集落営農・拠点ビジネス支援事業					◆収益性の高い品目を導入する組織が育成されている	
<ul style="list-style-type: none"> ・営農活動の持続・拡充に向けた取組みの支援 (水稲後作の有望品目や、施設野菜の導入支援) 						

※主な内容:★は新規、◎は拡充、○は継続

戦略の柱4 農地の利用促進

施策	背景・課題・視点	アクションプラン	基本戦略				主な事業主体	主な内容
			I	II	III	IV		
1. 農地の利用調整	<p>・新規就農者にとっては、農地の確保は重要な課題であり、中でも、非農家出身者やUターン者は、より難しい状況にある。</p> <p>また、居住地から離れた就農では、リスクが増し定着が困難となるため、農地の入念な調査や地権者等とのマッチングが重要となる。</p> <p>・新規就農者の農地確保、中核的な農業者(担い手)への農地集積に向け、農地等の情報収集と農地利用の円滑化(流動化)を促進する必要がある。</p> <p>農業委員会や農業関連団体、農地中間管理機構(県農業公社)とも連携した積極的な取り組みが求められる。</p> <p>・農地集積、農地利用の円滑化(流動化)を図るうえでは、地域の営農類型に応じた視点を持つことも必要。</p> <p>施設園芸を希望する就農者にとって土地の貸し借りが一番ネックになっているが、施設園芸が盛んな地域内で空き農地が出来た場合、その農地は施設園芸で進めるという方向性を示すことで、より計画的で効率の良い農地集積につながる。</p> <p>・本市のほ場整備率は58.3%(平成24年度末現在)にとどまっている。</p> <p>不整形の農地は、耕作放棄地や不作付け地につながりやすく、将来に渡り農地を維持し、効率的な農業経営へ誘導していくためには、ほ場整備など基盤整備を今後も継続していくことが必要。</p>	(1)農地利用の円滑化	○				四万十市 (農林水産課・産業建設課) 農業委員会	○農地中間管理機構の活用 ◎地域の農業委員による農地の利用調整
		(2)営農類型等に応じた農地の集積	○				四万十市 (農林水産課・産業建設課) JA高知はた	○農業振興地域整備計画の全体見直し ○人・農地プラン作成、更新の支援 ○新規参入、品目転換における適地誘導
		(3)基盤整備の推進	○				四万十市 (農林水産課・産業建設課) 地区組織	○入田地区整備 ○利岡、三里地区整備 ○その他の地区整備

※基本戦略: I 足腰を強め、地力を高める II 産業間の連携を強化する III 情報発信と外商の強化 IV 産業の担い手、人材の確保・育成

計画期間					目指すべき姿 (目標値)	産業間連携等
H27	H28	H29	H30	H31		
 農地中間管理事業の受託実施 ・県農業公社から中間管理事業を受託し、地域の受け手・出し手の情報収集、利用条件の調整等を実施 ・集積にかかる協力金等の助成制度について、助成要件を見たと見込まれる際には、その手続き等を支援					◆営農類型に応じた農地集積・農地利用の円滑化(流動化)が促進されている	
 ・各地域の農業委員が、地域内で耕作者不在となりそうな農地等の情報を得た場合、地域内の担い手との利用調整を行い円滑な集積を促進						
 計画の見直し 策定・運用 ・地域ごとの営農方針を定める農業振興地域整備計画の定期変更にあわせて、どの地域にどの営農類型を集積するかなど地域の実情や状況に応じた見直しを実施					◆営農類型に応じた農地集積・農地利用の円滑化(流動化)が促進されている	
 ・人・農地プランで重点的に取り組む生産品目の明確な位置づけとそれに応じた農地集積をどう進めるかなど、プランの作成あるいは更新(毎年)の際に集落、地域の取組みを支援(集落・地域の話合いにおける助言等)						
 ・各種計画の見直しにより地域ごとに推進する営農類型を明確なものとし、就農者等の希望する営農類型に適応する農地を斡旋できる仕組みづくり						
 工事施工					◆ほ場整備実施面積 H26:973ha →H31:1,014ha	
 促進計画作成支援 工事施工 ・基盤整備事業の要件上必要となる経営体の育成計画や営農計画の作成等の支援						
 要望調整・促進計画作成支援 ・新たに基盤整備を実施する地区の要望に応じ、実施地区・実施事業等を調整						

※主な内容: ★は新規、◎は拡充、○は継続

戦略の柱4 農地の利用促進

施策	背景・課題・視点	アクションプラン	基本戦略				主な事業主体	主な内容
			I	II	III	IV		
2. 耕作放棄地対策	<p>・中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度を活用した集落活動は、耕作放棄地の発生防止・再生、多面的機能の確保、鳥獣被害対策などに非常に有効で、今後も停滞させることなく持続していくことが重要。</p> <p>・中山間地域等直接支払制度等において、高齢化の進展や担い手不足により協定活動の継続が困難な集落も出てきており、高齢農業者であっても安心して参加できるような仕組み(要件)に改善していくことも必要。</p> <p>・耕作放棄地は増え続け、10a解消する一方で1ha放棄地になるといった実態もある。 まずは、今ある農地を健全に保全する耕作放棄地の発生防止対策に取り組まなければならない。</p> <p>・耕作放棄地の再生には、耕作放棄地の条件等に適した品目と栽培を推奨していくことも有効。</p>	(1)耕作放棄地の再生及び発生防止対策	○				<p>四万十市 (農林水産課・産業建設課) 農業委員会 集落協定組織 農地・水保全組織</p>	<p>○耕作放棄地の再生</p> <p>○耕作放棄地の発生防止対策</p>
		(2)適合品目の栽培促進	○				<p>四万十市 (農林水産課・産業建設課) 生産者</p>	○適合品目の栽培促進

※基本戦略: I 足腰を強め、地力を高める II 産業間の連携を強化する III 情報発信と外商の強化 IV 産業の担い手、人材の確保・育成

計画期間					目指すべき姿 (目標値)	産業間連携等
H27	H28	H29	H30	H31		
<p>耕作放棄地再生利用緊急対策</p> <p>・耕作放棄地再生利用緊急対策の周知徹底と活用支援</p>					<p>◆中山間地域直接支払制度の実施農地面積 H26:461.6ha →H31:461.6haを維持</p> <p>◆多面的機能支払制度の実施農地面積 H26:1,513t →H31:1,513tを維持</p>	
<p>・中山間地域等直接支払制度</p> <p>・多面的機能支払制度</p> <p>・制度に取り組む組織の維持・増加や、既存組織の協定農地面積の確保・追加により、耕作放棄地の解消及び発生を未然に防止</p>						
<p>果樹等適合品目の産地化推進</p> <p>・耕作放棄地を再生しやすい果樹(ぶしゅかん、ゆず等)の新植を支援</p>					<p>◆ぶしゅかん新植面積 H26:0.9ha →H31:12ha</p> <p>◆ゆず栽培面積 H26:42.5ha →H31:42.5haを維持</p>	

※主な内容:★は新規、◎は拡充、○は継続

